

第 28 期事業計画

自平成 23 年 7 月 1 日～至平成 24 年 6 月 30 日

◇基本方針

6 月 20 日に、ようやく東日本大震災の復興対策の柱となる「復興基本法」が成立しました。来年には、関連法案や復興の具体策や企画・調整・実施権限をもった「復興庁」が立ち上がります。日本全体が、この東日本の復興を中心に、あらゆる分野で日本の進むべき新たな方向性を模索しながら進んでいくことは確かです。当協会も、この大きな流れの中で、自らの使命を自覚し、しっかりと社会貢献に軸足を下ろし、活動を進めていかなければなりません。また発注官公署の予算関係も復興事業にシフトされる中で、私たちの事業関係も厳しさを増すと予測されます。

しかし、どんな時でも東北魂、宮城魂を発揮し、仲間を信じ、公嘱協会の社会的使命を忘れずに復興の一翼を担いと考えています。以下の事業を中心に取り組みます。

1. 東日本大震災の復興支援の取り組み

◇災害時における支援に関する協定書を官公署や全公連、隣接協会と結ぶ。

《復興支援の具体的取り組み》

- ①被災地の復旧に向けた資料収集、現地調査及びデータの整理
- ②被災地における不動産に関する相談業務⇒宮城県災害復興支援士業連絡会への全面協力
- ③被災地行政のサポート
- ④その他必要な支援

2. 公益法人移行の取り組み

・全公連・他協会の動向を見極め、内閣府への申請も視野にいれ、弾力的に望む。

3. 各部の取り組み

【総務・広報部】

- ・総務関係
 - ①公益法人移行申請の準備
 - ②支所との円滑な連絡体制及び大規模災害時に対応できる緊急連絡網の整備
 - ・沿岸部等被災の可能性の高い社員の情報把握(マップの作成)
- ・広報関係
 - ①公嘱 NEWS の発行
 - ・東日本大震災の特集を組む。⇒被災者責任を果たす
 - ②カレンダーの配布
 - ③ホームページの充実管理
 - ・社員への情報発信の基地という意識を持つ。

【経理部】

- ① 公益法人会計基準に沿った適正な会計処理及び適正な資産管理を行う。
- ② 支出に関する更なる見直しを行う
 - ・ 事務経費について、無駄を省き継続的に削減に努力する。
 - ・ 公益法人に対応した透明性の高い支出を更に明確にする。

【業務部】

- ① 震災復興関連業務についての研究・対応
- ② 既設基準点の利活用の研究
- ③ 官公署担当者及び社員を対象とした研修会の開催
- ④ 官公署主催の研修会への講師派遣